

お 客 さ ま へ

静岡銀行

毎度お引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

Web 口座外貨普通預金は、外貨普通預金規定書のうち、通帳にかかるもの以外の定めが適用されるのに加えて、この規定の各条文によりお取扱いいたしますので、ぜひご一読いただきたくご案内申し上げます。

なお、この預金は預金保険の対象外です。

Web 口座外貨普通預金規定

1. 内容

Web 口座外貨普通預金（以下、「この預金」といいます）とは、しずぎんダイレクトバンキングサービス（インターネットバンキングサービス）（以下、「インターネットバンキングサービス」といいます）または外為 WEB サービス（外貨預金振替サービス）（以下、「外為 WEB（外貨預金振替）」といいます）を利用してお取引内容を確認いただく、通帳を発行しない外貨普通預金をいいます。

2. 利用資格

この預金をご利用いただけるのは、満 20 歳以上で、インターネットバンキングサービスをご利用いただけるお客さま、または外為 WEB（外貨預金振替）をご利用いただけるお客さまに限るものとします。なお、インターネットバンキングサービスおよび外為 WEB（外貨預金振替）のご利用資格については、各サービスのご利用規定をご参照ください。

3. 口座開設

- （１）この口座を新たに開設するにあたっては、当行所定の申込書を当行本支店に提出してください。
- （２）この口座の開設にあたっては、インターネットバンキングサービスまたは外為 WEB（外貨預金振替）の利用をお申し込みいただきます。

4. ステートメント式または通帳扱からの変更

- （１）ステートメント式外貨普通預金または通帳を発行する外貨普通預金からこの預金へ変更する場合には、当行所定の申込書を当行本支店に提出してください。
- （２）通帳を発行する外貨普通預金をお持ちの方がこの預金に変更する場合、ご提出いただいた通帳に未記入になっているお取引はすべて記入したうえでこの預金に変更しますので、変更後に発生するお取引より、その内容をインターネットバンキングサービスまたは外為 WEB（外貨預金振替）で確認してください。

5. 確認用口座

- （１）この預金の利用にあたっては、当行所定の種類の預金口座を、この預金にかかる取引の確認用口

座として届け出ていただきます。

- (2) 前項の確認用口座の名義および届出住所は、この預金の名義および届出住所と各々同一であるものに限定します。

6. 窓口でのお取引

(1) 預金のお預け入れ

この預金は、外貨普通預金規定の定めにかかわらず、当行国内本支店のどこの店舗でも預け入れができます。この場合、届出済の確認用口座のしずぎんカードまたは通帳を呈示してください。

(2) 預金の払い戻し等

この預金の払い戻しをするときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名捺印して、届出済の確認用口座の通帳またはしずぎんカードとともに当行本支店に提出してください。なお、この預金の払い戻し等を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払い戻し等を行いません。

7. 口座の解約・ステートメント／通帳扱いへの変更

- (1) この預金口座を解約する場合には、当行所定の解約請求書に届け出の印章により記名捺印して、確認用口座のしずぎんカードとともに当行本支店に提出してください。
- (2) インターネットバンキングサービスまたは外為 WEB（外貨預金振替）を解約する場合は、この預金口座の解約を行ったうえで取り扱います。
- (3) この預金を、ステートメント式外貨普通預金または通帳を発行する外貨普通預金に変更することはできません。この場合、この預金口座を解約のうえステートメント式外貨普通預金または通帳を発行する外貨普通預金口座を別途開設する手続きにより取り扱うものとします。なおこの場合、インターネットバンキングサービスまたは外為 WEB（外貨預金振替）は自動的に解約となりません。

8. 取扱内容の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

9. 規定の準用

- (1) インターネットバンキングサービスの利用については、「しずぎんダイレクトバンキングサービス利用規定」により取扱います。
- (2) 外為 WEB（外貨預金振替）の利用については、「しずぎん外為 WEB サービスご利用規定」により取扱います。
- (3) その他、この規定に定めのない事項は、「外貨普通預金規定」により取扱います。

以上